

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

| 規 則 | |
|---|----|
| ○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則…………… (競馬事業室) | 32 |
| 告 示 | |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課) | 32 |
| ○土地改良区連合の役員の住所変更の届出…………… (農業施設管理課) | 33 |
| ○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課) | 33 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) | 34 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) | 34 |
| ○森林法による通知に代える公示 (2件)…………… (治山課) | 34 |
| ○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) | 35 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) | 36 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課) | 38 |

公 表

| | |
|-----------------------------------|----|
| ○水防法による洪水浸水想定区域の指定…………… (維持管理防災課) | 38 |
|-----------------------------------|----|

総合振興局告示及び振興局告示

| | |
|---------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)…………… | 39 |
|---------------------------|----|

道立教育研究所告示

| | |
|------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 41 |
|------------------------|----|

道警察本部告示

| | |
|-------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… | 42 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 42 |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… | 43 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 44 |

規 則

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則 (昭和52年北海道規則第64号) の一部を次のように改正する。

第78条に次の1項を加える。

6 勝馬投票券を識別カード (知事が指定するカードであって勝馬投票券を購入しようとする者を識別するものをいう。以下この項において同じ。) による勝馬投票券に関する契約 (勝馬投票券を購入しようとする者が道に対して識別カードにより勝馬投票券を購入することを申し込んだときは、道は当該申込みに係る勝馬投票券の受領をその者に代わって行い、道の電子計算機において、当該勝馬投票券の購入に係る金額に相当する額の減算及び当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金に相当する額の加算を行うことを内容として道と その者との間において締結される契約をいう。第80条第3項において「識別投票契約」という。) に基づき発売するときは、当該勝馬投票券については、法第22条において準用する法第6条第3項に規定する電磁的記録の作成をもって、その作成に代えるものとする。第80条第3項中「電話投票契約」の次に「及び識別投票契約」を加える。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

告 示

北海道告示第508号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、上ノ国土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------------|---------|---------|-------------------|
| 就 任 | 平成30. 7. 7 | 理 事 | 久 末 善 輝 | 檜山郡上ノ国町字中須田907番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 尾 田 学 | 同 上ノ国町字木ノ子25番地 |
| 同 | 同 | 同 | 成 田 博 | 同 上ノ国町字新村221番地5 |
| 同 | 同 | 同 | 森 光 行 | 同 上ノ国町字中須田407番地8 |
| 同 | 同 | 同 | 佐 藤 真 治 | 同 上ノ国町字北村50番地 |
| 同 | 同 | 監 事 | 伊 倉 正 幸 | 同 上ノ国町字宮越128番地6 |
| 同 | 同 | 同 | 片 石 修 | 同 上ノ国町字新村236番地 |
| 退 任 | 同 30. 7. 6 | 理 事 | 久 末 善 輝 | 同 上ノ国町字中須田907番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 森 光 行 | 同 上ノ国町字中須田407番地8 |

| | | | | | |
|---|---|----|------|---|---------------|
| 同 | 同 | 同 | 尾田学 | 同 | 上ノ国町字木ノ子25番地 |
| 同 | 同 | 同 | 成田博 | 同 | 上ノ国町字新村221番地5 |
| 同 | 同 | 同 | 片石正男 | 同 | 上ノ国町字中須田29番地 |
| 同 | 同 | 監事 | 伊倉正幸 | 同 | 上ノ国町字宮越128番地6 |
| 同 | 同 | 同 | 佐藤真治 | 同 | 上ノ国町字北村47番地 |

北海道告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員住所変更の届出があった。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | |
|-------------|---------------|-----------------|
| 理事・監事の別氏名住所 | 変更前 | 変更後 |
| 監事 森出義弘 | 夕張郡由仁町古川217番地 | 夕張郡由仁町古川218番地の3 |

北海道告示第510号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 完了年月日 |
|-------|----------------------------|------------|
| 大正南 | 畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水施設) | 平成29. 3.16 |
| 同 | 同 (暗渠排水) | 同 29.12.13 |
| 同 | 同 (区画整理) | 同 29. 5.30 |
| 同 | 同 (土層改良) | 同 29. 2.17 |
| 川西中央 | 農業用排水施設 | 同 29. 1.10 |
| 同 | 客土 | 同 29. 5.29 |
| 同 | 暗渠排水 | 同 29.12. 8 |
| 同 | 区画整理 | 同 |
| 同 | 除磔 | 同 27.11.20 |
| 北鹿追 | 農業用排水施設 | 同 28.11.29 |
| 同 | 暗渠排水 | 同 29.12. 8 |
| 同 | 区画整理 | 同 |
| 同 | 除磔 | 同 |
| 音更東高台 | 客土 | 同 27.11.27 |

| | | |
|--------|-----------------------|------------|
| 同 | 暗渠排水 | 同 29.12. 8 |
| 同 | 区画整理 | 同 |
| 同 | 除磔 | 同 28.12.12 |
| 勇足 | 農業用排水施設 | 同 27.11.20 |
| 同 | 暗渠排水 | 同 29.12. 8 |
| 同 | 区画整理 | 同 |
| 同 | 除磔 | 同 28.12. 9 |
| 二宮 | 暗渠排水 | 同 29.12. 8 |
| 同 | 区画整理 | 同 |
| 帯広 | 草地整備 [公共牧場中核型] (区画整理) | 同 29.10.30 |
| 新田 | 区画整理 | 同 29.11.10 |
| 清川 8 | 災害復旧 (農地) | 同 29. 9.15 |
| 清川 9 | 同 | 同 |
| 清川 1 0 | 同 | 同 |
| 清川 1 1 | 同 | 同 |
| 中島 | 同 | 同 29.11.20 |
| 旭山 3 2 | 同 | 同 |
| 旭山 3 4 | 同 | 同 |
| 旭山 3 6 | 同 | 同 |
| 清水 2 3 | 同 | 同 |
| 清水 2 4 | 同 | 同 |
| 清水 2 6 | 同 | 同 |
| 清水 2 7 | 同 | 同 |
| 清水 2 8 | 同 | 同 |
| 清水 2 9 | 同 | 同 |
| 清水 3 0 | 同 | 同 |
| 清水 3 1 | 同 | 同 |
| 清水 3 2 | 同 | 同 |
| 清水 3 3 | 同 | 同 |
| 清水 3 5 | 同 | 同 |
| 清水 3 6 | 同 | 同 |
| 羽帯 3 3 | 同 | 同 |
| 羽帯 3 4 | 同 | 同 |
| 羽帯 3 5 | 同 | 同 |
| 羽帯 3 6 | 同 | 同 |

| | | | |
|---------|-----------|---|----------|
| 羽帯 3 7 | 同 | 同 | |
| 羽帯 3 8 | 同 | 同 | |
| 羽帯 3 9 | 同 | 同 | |
| 御影 1 7 | 同 | 同 | |
| 御影 1 8 | 同 | 同 | |
| 伏美 2 0 | 同 | 同 | 30. 3.16 |
| 伏美 2 3 | 同 | 同 | |
| 伏美 2 5 | 同 | 同 | |
| 上美生 1 5 | 同 | 同 | |
| 上美生 1 7 | 同 | 同 | |
| 上美生 1 8 | 同 | 同 | |
| 上芽室 1 2 | 同 | 同 | |
| 上芽室 1 3 | 同 | 同 | |
| 渋山 8 | 同 | 同 | |
| 中美生 2 | 同 | 同 | |
| 中美生 3 | 同 | 同 | |
| 中美生 5 | 同 | 同 | |
| 美生 1 | 同 | 同 | |
| 美生 2 | 同 | 同 | |
| 美生 3 | 同 | 同 | |
| 美生 4 | 同 | 同 | |
| 芽室 2 | 同 | 同 | |
| 芽室 3 | 同 | 同 | |
| 芽室 4 | 同 | 同 | |
| 小清水南 | 客土 | 同 | 28.12.20 |
| 同 | 暗渠排水 | 同 | 29.12. 8 |
| 同 | 区画整理 | 同 | 29. 6.20 |
| 端野上左岸 | 農業用排水施設 | 同 | 28.12.20 |
| 同 | 客土 | 同 | 29.12.20 |
| 同 | 暗渠排水、区画整理 | 同 | 29.12. 8 |

北海道告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町富川西9丁目1026の5（次の図に示す部分に限る。）、1048の36、富川西10丁目1141の3（次の図に示す部分に限る。）、1048の22

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 歌志内市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
歌志内市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第513号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を雄武町役場の掲示場に掲示した。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年農林水産省告示第1420号
- 2 所在が不明な者 木村 義秋

北海道告示第514号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を洞爺湖町役場の掲示場に掲示した。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第448号
- 2 所在が不明な者 鈴木 信夫、斉藤 きよ

北海道告示第515号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
須原の沢川（Ⅱ-24-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢口1の沢川（Ⅱ-24-0640）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢口2の沢川（Ⅱ-24-0660）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奥田の沢川（Ⅱ-24-0650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢田1の沢川（Ⅱ-24-0680）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢田2の沢川（Ⅱ-24-0690）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
栗田の沢川（Ⅱ-24-0700）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐藤の沢川（Ⅱ-24-0710）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大野の沢川（Ⅱ-24-0720）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡江差町字鯨川町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

朝日神社の沢川（Ⅰ-24-0750）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡江差町字朝日町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第516号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

水無沢川（Ⅰ-21-1030）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市恵山岬町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

元村川（Ⅰ-21-1040）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市元村町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

元村の沢川（Ⅱ-21-1050）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市元村町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小野沢川（Ⅱ-21-1060）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市元村町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

榎法華恵山岬1（Ⅱ-2-75-858）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市恵山岬町

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

榎法華恵山岬2（Ⅰ-2-148-1186）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市恵山岬町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

榎法華元村1（Ⅰ-2-149-1187）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市元村町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
楳法華元村2 (I-2-150-1188)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市元村町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
楳法華元村3 (I-2-151-1189)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市元村町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
楳法華元村4 (I-2-152-1190)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市元村町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差鹹川1 (II-2-289-1072)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字鹹川町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差鹹川2 (II-2-290-1073)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字鹹川町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差鹹川3 (II-2-291-1074)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字鹹川町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差鹹川4 (II-2-292-1075)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字鹹川町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差鹹川5 (II-2-293-1076)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字鹹川町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
フジシマの沢川 (II-24-0730)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字朝日町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
菅野の沢川（Ⅱ-24-0740）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字朝日町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊藤の沢川（Ⅰ-24-0670）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字鹹川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第517号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年7月20日
北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- (1) 入札番号1（北海道本庁等及び北海道教育庁）
- ア 複写機等の賃貸借 一式
イ 調達台数及び調達予定数量 52台及び1月当たり 1,881,800枚
- (2) 入札番号2（北海道本庁）
- ア 複写機等の賃貸借 一式

- イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 230枚
- 2 落札を決定した日
平成30年7月2日
- 3 落札者の氏名及び住所
入札番号1及び入札番号2
- (1) 氏名 キヤノンシステムアンドサポート株式会社
(2) 住所 東京都品川区東品川2丁目2番4号
- 4 落札金額
- (1) 入札番号1
ア 基本料金（52台分1月当たり） 0円
イ 複写料金1枚当たりの単価 0.52円
- (2) 入札番号2
ア 基本料金（1台分1月当たり） 0円
イ 複写料金1枚当たりの単価 0.52円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年5月22日付け北海道告示第386号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成30年7月20日
北海道知事 高橋 はるみ

| 水 系 名 | 河 川 名 | 関 覧 場 所 |
|---------|-------|-------------------------------------|
| 二級河川安平川 | 安 平 川 | 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び苫小牧出張所 |
| 同 | 勇 払 川 | 同 |
| 一級河川十勝川 | 芽 室 川 | 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課 |

同 美生川 同
同 ビウカ川 同

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第124号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月20日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

小型乗用車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、小型乗用車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成30年10月31日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年7月20日（金）から同年8月15日（水）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年8月24日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月23日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年2月16日付け北海道渡島総合振興局告示第25号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書

の作成は要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 24, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than August 23, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道オホーツク総合振興局告示第118号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月20日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
イ 調達台数及び調達予定数量 1台
詳細は、入札説明書による。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年10月1日から平成35年9月29日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年7月20日（金）から同年8月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号

会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年8月31日（金）午後2時（送付による場合は、同月30日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機賃貸借契約 13台

(2) 予定時期 平成31年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返送切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書の作成は要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次に

よる。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 31, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than August 30, 2018)

C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年7月20日

北海道立教育研究所長 北村善春

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

生徒実習システムに係る機器の賃貸借 一式

2 落札を決定した日

平成30年5月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通リース株式会社

(2) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地

4 落札金額

4,860,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年4月6日付け北海道立教育研究所告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道立教育研究所総務部事業課
(2) 所在地 江別市文京台東町42番地

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第318号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月20日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成30年7月20日に一般競争入札の公告を行うX線マイクロアナライザー一式の賃貸借契約
- (2) 資 格 X線マイクロアナライザー一式の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 X線マイクロアナライザー

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能であること。
- (2) 調達物品の保守点検が可能であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年7月20日（金）から同年8月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

北海道警察本部告示第319号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月20日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
X線マイクロアナライザーの賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成31年1月10日から平成37年1月9日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道警察本部告示第318号に規定するX線マイクロアナライザー一式の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 平成30年9月6日(木)午後1時30分(送付による場合は、同月5日(水)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウによることとし、契約書の作成は要する。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electron Probe Micro Analyzer, 1 unit

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 6, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 5, 2018)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

北海道警察本部告示第320号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年7月20日

北海道警察本部長 和田昭夫

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成30年7月20日に一般競争入札の公告を行う重要犯罪等捜査支援システム(30)一式の賃貸借契約
- (2) 資格 重要犯罪等捜査支援システム(30)一式の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 物品等の種類 重要犯罪等捜査支援システム(30)

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器及び機能を供給可能であること。
- (2) 調達物品の保守点検が可能であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年7月20日(金)から同年8月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

北海道警察本部告示第321号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月20日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
重要犯罪等捜査支援システム⁽³⁰⁾の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成31年3月1日から平成37年2月28日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道警察本部告示第320号に規定する重要犯罪等捜査支援システム⁽³⁰⁾一式の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入 札 日 時 平成30年9月6日（木）午後1時45分（送付による場合は、同月5日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウによることとし、契約書の作成は要する。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : System for Assisting Investigation into Felonies and other Crimes ⁽³⁰⁾, 1 unit
- B Bid tendering date and time : 1 : 45 P.M., September 6, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 5, 2018)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240
